

札幌市困難を抱える若年女性支援業務
公募型企画競争 提案説明書

1 本説明書について

札幌市が実施する「札幌市困難を抱える若年女性支援業務」の業務委託の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 委託契約の概要

(1) 業務名、履行期間、業務目的・内容、予算規模

業務名	札幌市困難を抱える若年女性支援業務
履行期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
業務目的・内容	仕様書のとおり※1
予算規模	各年18,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする (令和7～9年度の3か年合計54,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。))※2

※1 仕様書の内容は現時点の予定であり、今後企画提案の内容や協議により変更する可能性がある。

※2 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(2) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約

※具体的な契約内容については、契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する可能性がある。

3 参加資格要件

以下(1)～(4)の条件を満たし、かつ、(5)又は(6)のいずれかの条件を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)を満たさない場合には、以下(7)を満たし、「5(2)提出書類」に示す書類を提出することで、参加の申込を行うことができる。
- (7) 札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

<p>○札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領(平成 14 年 9 月 18 日財政局理事決裁) 抜粋 (競争入札参加者の資格)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。この場合において、市長は、契約規則第2条第3項若しくは第 14 条第2項又は特例規則第3条(第 14 条において準用する場合を含む。)の規定による告示において、その旨を記載するものとする。</p> <p>(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 契約を締結する能力を有しない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者 エ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者 オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者 カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者 キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 <p>(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年4月 26 日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者 ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者 オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者 キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者 <p>(3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前 2 期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者</p> <p>(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者</p> <p>(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者</p>

4 企画提案を求める事項

企画提案書等は、仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は2(1)の予算規模

の範囲内で全て実施できるものとし、予算を超えた提案は行わないこと。

(1) 業務遂行能力

類似業務実績、業務処理体制・経歴(各業務に係る人員配置、経験・知見・スキルなど)

(2) 本事業を実施するに当たっての方針、基本的な考え方、本事業を実施することにより期待される効果について(困難を抱える若年女性を支援する上での課題を踏まえて記載すること。)

(3) スケジュール、業務遂行にあたっての基本的な考え方

(4)～(6)の三か年分のスケジュール・内容を具体的に提案すること。

(4) アウトリーチ支援

アウトリーチ支援(仕様書5(1)ア～ウの各項目)について、実施方法を具体的に提案すること。
また、仕様書5(1)アに記載の内容に代わる方法で実施を予定している場合は、その内容についても提案すること。

(5) 居場所の提供

居場所の提供について、支援の方法、部屋数などの提供体制及び規模について、具体的に提案すること

(6) 自立支援

若年女性の自立に資する支援の具体的な方法について提案すること

(7) 関係機関との連携

行政機関や他の支援機関との連携方法について具体的に提案すること。

(8) 個人情報管理

個人情報の取扱いや管理の手法、不測事態が発生した場合の対応等について提案すること。

(9) その他独自提案

上記(1)～(8)で提案した内容以外で本事業の実施に効果的な手法等があれば提案すること。

5 参加申込に関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和6年11月22日(金)
イ 質問書提出期限	令和6年12月16日(月)
ウ 参加意向申出書等提出期限	令和7年1月14日(火)
エ 企画提案書等提出期限	令和7年1月24日(金)
オ ヒアリング審査	令和7年2月上旬【予定】

(2) 提出書類

ア～ウについては1部、エ～キについてはこれを一式として9部及びPDFファイル形式の電子データ(CD又はDVD)1部を提出すること。また、特別な製本を行わず、インデックス等も付さないこと。3(6)の名簿に登録されていない者は、イに代え、ク～シを各1部提出すること。

ア 参加意向申出書【様式1】A4判

イ 競争入札参加資格認定通知書の写し

- ウ 企画提案申込書【様式2】A4 判
 - エ 企画提案者概要【様式3】A4 判、片面印刷、枚数は自由とする。
 - ・「4企画提案を求める事項」の(1)について記入すること。
 - オ 企画提案書【自由様式】A4 判、片面印刷、枚数は自由とする。ページ番号を付すこと。
 - ・「4企画提案を求める事項」の(2)～(9)について記入すること。
 - カ 参考見積書【自由様式】A4 判、片面印刷、枚数は自由とする。
 - ・人件費(社会保険料などの法定福利費を含む。)及び諸経費等の積算根拠が分かるように作成すること
 - キ 再委託先一覧【自由様式】A4 判
 - 再委託先がある場合のみ提出すること(下記(7)サを参照)。
 - ク 登記事項証明書
 - 全部事項証明または現在事項証明とする。参加意向申出書提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。
 - ケ 財務諸表
 - 直前2期分の貸借対照表、損益計算書。
 - コ 納税証明書
 - 市区町村税(課税されている全ての項目)及び消費税・地方消費税に係るもの。参加意向申出書提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。
 - サ 申出書【様式4】
 - シ 誓約書【様式5】
- (3) 提出方法及び提出先
- 提出書類は、各期限までに下記9の担当課まで郵送又は持参により提出すること。
- ア 参加意向申出書等(5(2)ア、イ又はク～シ)
 - 提出期限 令和7年1月14日(火)17時(必着)
 - イ 企画提案書等(5(2)ウ～キ)
 - 提出期限 令和7年1月24日(金)17時(必着)
- ※郵送の場合は、簡易書留など受領を確認できるものによること。
※持参の場合の受付は、9時00分から17時00分まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)
- (4) 質問の受付及び回答
- 企画提案を行うにあたり質問がある場合は、令和6年12月16日(月)17時までに、「質問書」【自由様式】に質問の要旨を簡潔に記入し提出するものとする。
- ア 提出方法
 - 下記9の問い合わせ先に電子メール又はFAXで提出すること。提出の際には、件名を「札幌市困難を抱える若年女性支援業務 質問書」とすること。
 - イ 質問に対する回答
 - 回答は、原則として、随時、本市ホームページで公開する(質問者名は公表しない。)

なお、提出期限までに到着しなかった質問については、原則回答しない。

(5) 参加資格喪失等についての疑義の申し立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、その理由等について書面により求めることができる。

(6) 評価に対する疑義の申し立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

(7) その他の留意事項

ア 企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。

イ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

エ 同一の企画提案者からの複数の提案書の提出は認めない。

オ 提出書類は返却しない。また、提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

カ 提出書類等は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

キ 企画提案の著作権は各企画提案者に帰属するが、本件の選定の公表等のほか、本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む)することを許諾するものとする。

ク 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

ケ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

コ 「企画提案者概要」【様式3】に記載された総括責任者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

サ 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。

6 審査

札幌市困難を抱える若年女性支援事業企画競争実施委員会(以下、「実施委員会」という。)を設置し、実施委員会における審査において最も高い評価を得た事業者を契約候補者とする。

(1) 参加資格の確認

参加資格については、「3 参加資格要件」に基づき提出書類にて確認を行う。

(2) ヒアリング審査

上記(1)にて参加資格を満たすことを確認した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。審査は、「企画提案者概要」、「企画提案書」、「参考見積書」、「再委託先一覧」の内容において、下記7にある評価基準の全ての評価項目について評価する。

ア 出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。

イ 開催場所・日時等については、個別に通知する。

ウ ヒアリングは1企画提案者あたり約35分(提案説明20分、質疑応答15分)を想定し、個別に行う(ヒアリング時間は想定であり、変更する場合がある)。

ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

エ 事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。追加資料の配布は認めない。

オ 最低基準点を委員の総合計点の6割とし、最低基準点に満たない場合は契約候補者としていない。

カ 企画提案者が1者の場合は、最低基準点(委員の総合計点の6割)を超えた場合、契約候補者とする。

キ 企画競争実施委員会による採点が同点の場合、評価基準表の評価項目における④「アウトリーチ支援」、⑤「居場所の提供」、⑥「自立支援」及び⑦「関係機関との連携」の合計が高い者を選定する。なお、この評価点の合計も同点の場合には、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。

ク 審査・選定の結果は、ヒアリング審査に参加した企画提案者全員に対して文書で通知する。

7 評価基準

評価基準点は「5点:良い、4点:やや良い、3点:普通、2点:やや劣る、1点:劣る」とし、「評価基準点×係数」により、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき実施委員会が評価を確定することとする。評価基準表は、別紙のとおり。

8 その他の留意事項

(1) 契約候補者が契約に至るまでの間に、会社更生法、民事再生法、破産法のいずれかの適用、又は経営状態が著しく不健全であると認められた場合は、契約を行わないことがある。

(2) 委託者は、契約後の業務において、受託者が作成した企画提案書の提案内容に拘束されない。

9 担当課・問い合わせ先・書類の提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課企画係 藤村・鈴木

電話 011-211-2982 FAX 011-211-2943

電子メールアドレス kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

札幌市困難を抱える若年女性支援業務 公募型企画競争

【評価基準表】

○業務遂行能力 (計20点)

項目	評価の視点	点数		係数	上限
		←	良い・劣る →		
① 業務遂行能力	・豊富で良好な類似業務の実績があるか ・実施団体等の強み・特徴等、支援を行う上で有利と思われる事項があるか	5	4・3・2・1	×1	5
	・業務従事者は、経験・専門知識、ノウハウを有しているか ・業務全体を円滑に進められる妥当な体制であるか	5	4・3・2・1	×1	5
② 方針、基本的な考え方、期待される効果	・本事業の目的を十分に理解し、若年女性等を取り巻く現状と課題を踏まえた内容であるか	5	4・3・2・1	×1	5
③ スケジュール、業務遂行にあたっての基本的な考え方	・各支援のスケジュール・内容が明確かつ実現性があるか	5	4・3・2・1	×1	5

○内容 (計80点)

項目	評価のポイント	点数		係数	上限
		←	良い・劣る →		
④ アウトリーチ支援	・本事業が対象としている若年女性とつながることができるよう、効果的な取組や創意工夫がなされているか。	5	4・3・2・1	×4	20
⑤ 居場所の提供	・安心・安全な居場所を確保でき、見守り体制等、実効性のある内容となっているか	5	4・3・2・1	×3	15
⑥ 自立支援	・自立支援について、対象者の生活の安定に向けた効果的な取組や創意工夫がなされているか	5	4・3・2・1	×3	15
⑦ 関係機関との連携	・実現可能性のある具体的な連携方法となっているか	5	4・3・2・1	×3	15
⑧ 個人情報管理	・個人情報の取扱いや管理の手法は適切か ・不測事態が発生した場合の対応は適切か	5	4・3・2・1	×2	10
⑨ その他独自提案	・上記提案以外で本事業の実施に効果的な手法があるか	5	4・3・2・1	×1	5

合計(委員1人あたり)100点 ※最低基準点:6割(60点)以上